

鳥取県告示第132号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年4月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成25年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元気みなと

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

吉田 明広

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市中町26

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域のまちづくりや景観形成の実践及び提案に関する事業を行い、住民参加のまちづくりの実践をめざす。また、まちづくりに関心を持つ市民に対し、親睦・交流を深めるための情報提供やネットワークの機会の提供、専門的見地からの助言等を行うことにより、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。